

独立行政法人大学入試センター理事の職務及び権限について

〔平成13年4月1日〕
理事長裁定

改正 平成18年4月1日理事長裁定

独立行政法人大学入試センター理事の職務及び権限について

(趣旨)

第1条 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第19条第2項及び独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第7条第1項に基づく理事の職務及び権限については、この裁定の定めるところによる。

(理事の職務)

第2条 理事は、理事長を補佐して独立行政法人大学入試センターの業務を掌理する。

2 理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(理事の権限)

第3条 理事は、理事長の代理人として、独立行政法人大学入試センター会計規則（平成13年規則第54号）に基づく契約その他収入又は支出の原因となる一切の行為を行うことができる。

2 前項で規定する理事の権限については、登記をもって効力を発するものとする。

附 則

この裁定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。